

堺市告示第 192 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により告示し、当該景観計画を公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 6 月 23 日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 景観計画の名称
堺市景観計画
- 2 景観計画区域に指定する区域
堺市全域
- 3 効力の発生する日
平成 23 年 12 月 1 日
- 4 縦覧場所
堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市建築都市局都市計画部都市景観室